

総務の仕事に、 鉄腕あらわる。

毎年、イチから申請するなら、
そろそろ「紙」より
「電子」でしょ？

ゆくぞ! スピード申請&コスト削減

大量の申請書類への記入も簡単スピーディー
24時間365日、いつでもどこでも手続き可能
待ち時間・移動費なども大幅にカットできます



総務の業務改善に、10万馬力の右腕を。

労働保険は電子申請

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。労働保険料の納付は、口座振替納付・電子納付が便利です。

無料で取得可能なGビズIDで電子申請が可能に! ※詳しくは裏面で

🔍 労働保険 電子申請



無料で取得可能なID・パスワード(GBizID)で 電子証明書がなくても電子申請が可能に!



GBizIDでさらに便利に。
1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできる!

労働保険関係手続(一部手続は除く)について、GBizIDを利用して手続きすることができます。またGBizIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類が省略でき、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「gBizIDプライム」と「gBizIDエントリー」のアカウントが使用可能です。

GBizIDに対応している
手続についてはこちら>>



gBizIDプライム

登録申請書に加え、印鑑(登録)証明書や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。当然申請もアカウントを作成してからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

gBizIDメンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。gBizIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。gBizIDメンバーは、通常、組織に所属する総務部長や支店長等※1に対して作成するアカウントです。ただし、gBizIDメンバーアカウントで労働保険関係手続の電子申請を行う場合は、事前に労働局への届け出が必要なので、ご注意ください。※2

※1 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。
※2 代理人により電子申請を行う場合は代理人選任届の電子申請による提出が必要。

「gBizIDプライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成の手順

① 事前準備

- スマートフォン・携帯電話 ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑(登録)証明書と登録印 法人 — 印鑑証明書、登録印
個人事業主 — 印鑑登録証明書、登録印

② 申請書作成

「GBizID」のTOPページから、「gBizIDプライム作成」をクリック! 遷移した画面上で、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します。

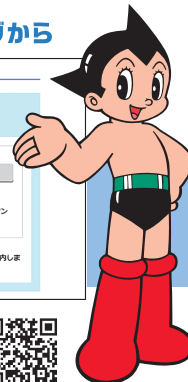
③ 郵送

②で作成した申請書に押し印し、①で用意した印鑑証明書を添えて「GBizID運用センター」に郵送してください。

申請書作成は「GBizID」TOPページから



GBizIDのTOPページはこちら>>
<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

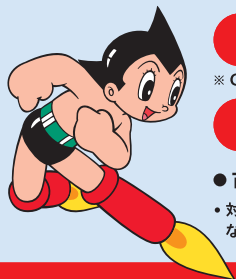


「労働保険の電子申請特設サイト」から、
e-Govにアクセスしよう。

電子申請特設サイトはこちら>>



申請の事前準備をはじめよう。



チェック1 電子証明書をを用意します。

※ GBizIDアカウントを使用する場合、電子証明書は不要です(一部手続を除く)。

チェック3 ブラウザの設定を確認します。

チェック2 アカウントの準備を行います。

チェック4 アプリケーションをインストールします。

● 市販の電子申請用ソフト(API対応ソフト)を利用すれば、さらに便利です。

● 対応している労務管理ソフトを利用すれば、当該ソフトに入力されたデータをそのまま利用し、e-Govの画面を操作せずにソフト上で申請が提出できるので、より効率的な申請を行えるようになります。